



地方公共団体金融機構

2016. 9

納付金だより

(第161号)

秋冷の候 皆様方には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、公営競技納付金につきましては、依然として厳しい経営状況の中で、施行者の皆様方をはじめ関係各位の御理解と御協力を賜りまして、ここに厚く御礼申し上げます。

今回の「納付金だより」では、平成27年度納付金の納付状況、地方公共団体健全化基金の状況及び法令改正に伴う公営競技納付金制度の変更点等についてお知らせします。



【ボートレース蒲郡（愛知県）】

Character (Vol.53)

今回は、ボートレース蒲郡のキャラクターを紹介します。

トトまる



◆キャラクターの由来◆

ボートレース蒲郡の近くに一匹のボラが住んでいました。

名前は『トトまる』。

トトまるは、ボートのモーター音を聞きながらずっと人間になりたいと思っていました。

そんなある日、三河湾にある竹島へ遊びにいくと、竹島の女神さまが言いました。

「ボートレース蒲郡のPRを頑張れば、人間にしてあげる」

ボラのままではPRができないので、女神さまはトトまるを半魚人にしてくれました。

早く人間になるために、トトまるはボートレース蒲郡のPRを頑張っています！

ボートレース蒲郡について

ACCESS 交通アクセス



電車でのご来場

名古屋 ↔ 蒲 郡	新快速 約38分
豊 橋 ↔ 蒲 郡	新快速 約10分
岡 崎 ↔ 三河塩津	普通 約15分
蒲 郡 ↔ 三河塩津	普通 約2分

JR東海道線「蒲郡駅」または、
「三河塩津駅」下車。
名鉄蒲郡線「蒲郡競艇場前駅」下車。



「蒲郡駅」からは、
便利な無料送迎バスがあります。
ぜひ、ご利用ください。

- 午前開門の日は午前中の便もございます。
- 場外発売日の発車時刻は開門時刻により変動します。
- 詳しくは出走表等でご確認ください。



車でのご来場

「音羽蒲郡I.C」下車、
オレンジロード経由約30分。

東名高速道路「岡崎I.C」下車、
国道248号にて約40分。

ボートレース蒲郡周辺マップ



<http://www.gamagori-kyotei.com/> ボートレース蒲郡
〒443-8503 蒲郡市竹谷町太田新田1-1 TEL:0533-67-6606

公営競技納付金の納付状況（平成27年度）

平成27年度に納入いただきました公営競技納付金は、29億93百万円で、前年度比▲2億円（▲6.3%）の減少となりました（納付団体数：46団体）。

なお、平成22年度以降の納付金の推移は、下記のとおりです。

（単位：百万円）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
納付金額	6,696	3,830	3,763	3,105	3,193	2,993

（注）平成26年度の公営競技施行団体数は、197団体です。

公営競技施行団体数の状況（平成28年度）

平成28年4月1日現在の公営競技施行団体数は次のとおり、延べ213団体、純計191団体となっています。

事業撤退等により、競輪3団体、オートレース2団体、競艇2団体、延べ7団体減少（4団体純減）しました。

（単位：団体）

区 分	都道府県			市町村			合計			(参考)
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	主催者数
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競 輪	5	1	6	37	12	49	42	13	55	44 (2)
オート	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5 (0)
競 艇	1	0	1	20	82	102	21	82	103	35 (14)
延団体数	8	10	18	64	131	195	72	141	213	98 (26)
純 計			16			175			191	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

地方公共団体健全化基金の状況

地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部（公営競技納付金）を受け入れて、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を地方公共団体への貸付けの利下げに充てています。

平成27年度は、利下げ補てん所要額202億55百万円に対し、基金運用益は124億61百万円となり、差額の77億94百万円のうち、29億93百万円については、当該年度の公営競技納付金の額を限度に基本基金から取り崩し、更に不足する48億1百万円については、地方公共団体金融機構（次頁以下「機構」という。）の自己財源を充当した結果、平成27年度末の基金残高は9,202億87百万円となっています。

＜地方公共団体健全化基金の推移＞

（単位：百万円）

年度	期 首 基 金 残 高 A	公営競技 納付金 B	運用状況			基 金 組入額 (▲は受 入額) C-D-E=F	基 金 増加額 B+F=G	期 末 基 金 残 高 A+G=H
			運用益 C	管理費 D	利下げ 補てん 所要額 E			
20	903,354	▲10,479	12,179	0	10,379	1,800	▲8,678	894,675
21	894,675	8,532	24,069	0	20,337	3,731	12,263	906,939
22	906,939	6,696	21,384	0	19,196	2,187	8,884	915,823
23	915,823	3,830	19,281	0	19,063	216	4,047	919,871
24	919,871	3,763	17,044	0	18,110	▲1,066	2,697	922,568
25	922,568	3,076	15,569	－	18,653	▲3,084	▲7	922,561
26	922,561	3,193	14,306	0	19,774	▲5,467	▲2,274	920,287
27	920,287	2,993	12,461	0	20,255	▲2,993	－	920,287

（注1）単位未満切捨てのため、計が一致しない場合があります。

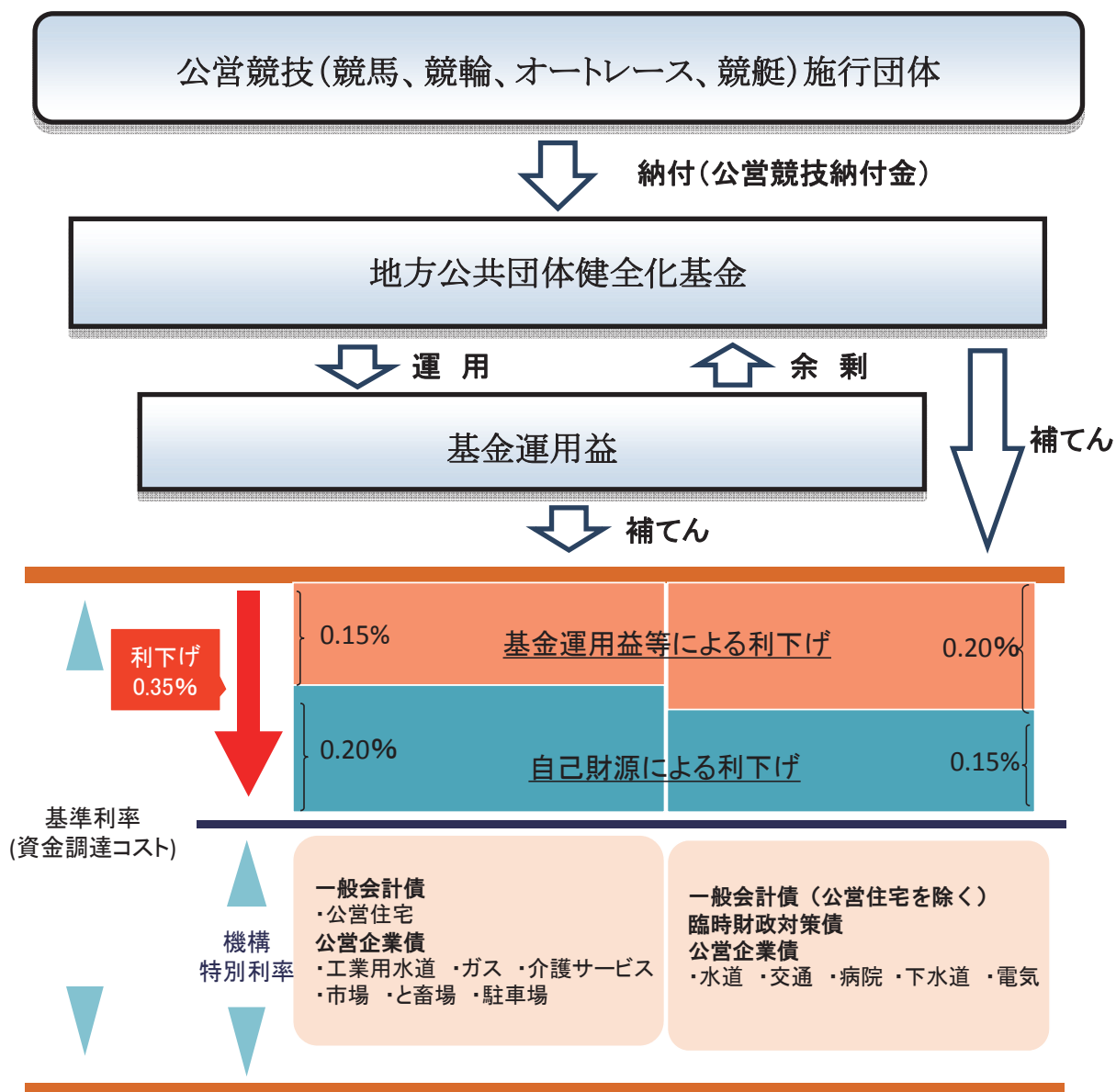
（注2）平成20年度開催分の納付金から、従前の分割納付・還付制度が廃止され、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括納付することとされたことに伴い、平成20年度は施行団体からの納付がなく、平成19年度までの還付のみが生じたものです。

（注3）「基金組入額（▲は受入額）」欄中、平成27年度については、基金運用益が利下げ補てん所要額に対し不足したことで、機構の自己財源48億1百万円を充当したため、「基金組入額（▲は受入額）」の合計が一致しておりません。

公営競技納付金等による貸付利率の利下げについて

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるものです。関係者のご理解とご協力をいただき、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等によって機構の貸付利率が引き下げられています。

（参考）公営競技納付金等による貸付利率の利下げの仕組み



※機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

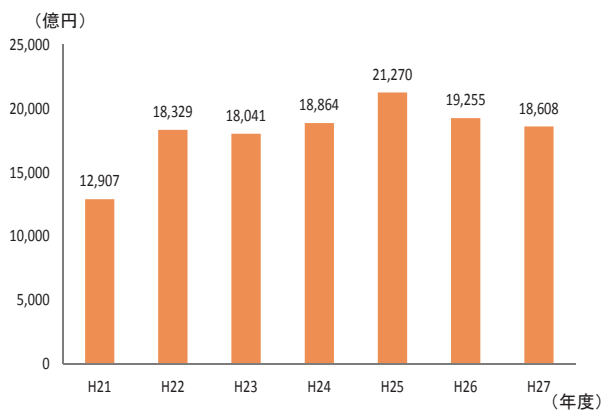
機構の貸付業務について（平成27年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。

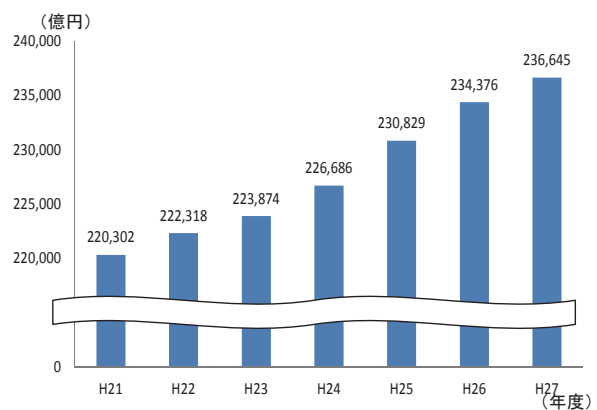
また、平成27年度末における貸付残高は約23.6兆円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の34%を占め、ついで臨時財政対策債19%、水道事業15%の順となっています。

1. 貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】



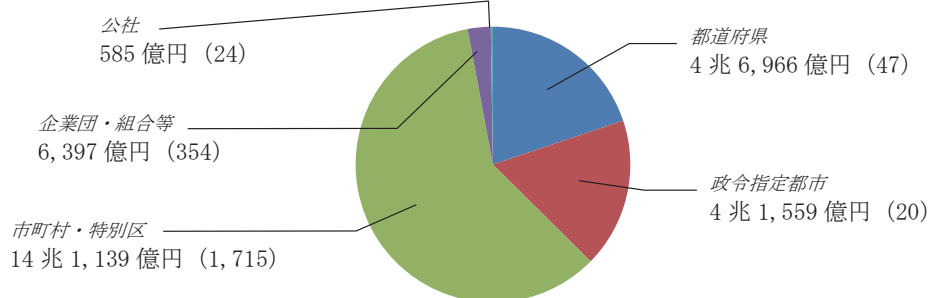
【貸付残高の推移】



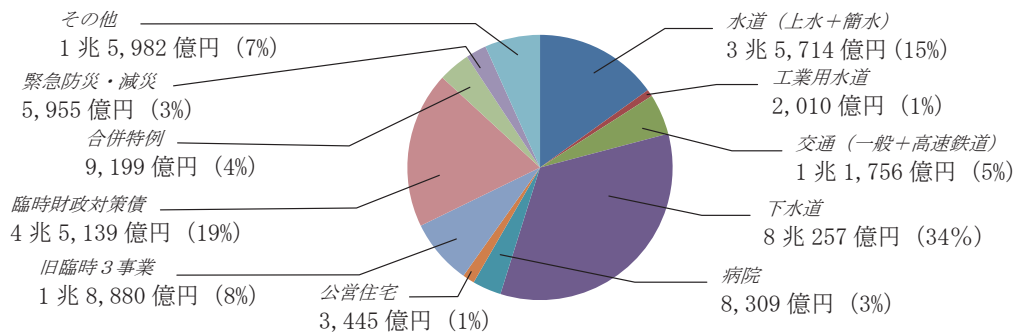
2. 貸付残高 23兆6,645億円（平成27年度末）

【団体種別貸付残高（受託貸付を除く）】

※（ ）内は貸付団体数（2,160団体）



【事業別貸付残高（受託貸付を除く）】



公営競技納付金制度の延長について

－地方交付税法等の一部を改正する法律－

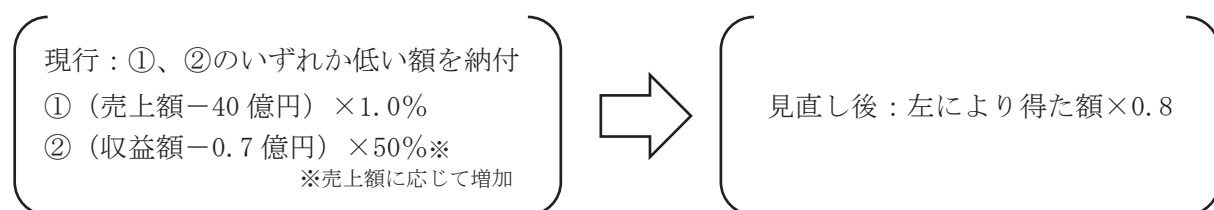
地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公営競技施行団体が、機構に対し、収益の一部を地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる資金として納付する制度（平成27年度まで）を、平成32年度まで5年間延長されました。

またこの法律の施行により、地方財政法施行令の一部改正が行われ、公営競技納付金の額の算定方法が平成28年度開催分（平成29年度納付分）から変更となります。

その内容は、次のとおりです。

1. 制度の見直し内容について

- ① 地方財政法の改正により、公営競技納付金の制度（平成27年度まで）を平成32年度施行分まで5年間延長。
- ② 地方財政法施行令の改正により、公営競技施行団体の経営状況に配慮し、暫定的な措置として、平成28年度以後施行分について、納付額を現行の算定方式から20%引き下げ



2. 適用日等

平成27年4月1日（地方交付税法等の一部を改正する法律）

ただし、地方財政法施行令の一部改正の施行日は、地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日であるが、公営競技納付金の額の軽減措置に係る改正規定は、平成28年4月1日以後に行われる公営競技に係る納付金の算定について適用。

地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しております。平成28年度の地方公共団体金融機構参与会議は、去る8月23日に開催されました。

当日の会議では、瀧野理事長の挨拶のあと、経営企画部長から機構の決算・貸付・資金調達・地方支援についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢や公営競技の現状等に関して、出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、平成28年8月23日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	黒 川 雅 夫
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	齊 藤 守 史
全国モーターボート競走施行者協議会	福岡県芦屋町長	波多野 茂 丸
全国知事会	宮城県知事	村 井 嘉 浩
全国市長会	富山県高岡市長	高 橋 正 樹
全国町村会	奈良県十津川村長	更 谷 慈 禧

公営競技納付金の算定方法について

以下のモデルケースに該当する施行団体が、様式を作成する際の作成手順(例)を例示します。

(1) モデルケース

- ① 競艇事業及び競馬事業の2種目の公営競技を施行。
- ② 競艇事業は、収益金額が黒字。(累積赤字なし)
- ③ 競馬事業は、収益金額は赤字。(累積赤字あり)
- ④ 競馬事業は、競馬法第23条の2に基づく交付金の支払猶予に係る特例が適用されている。
- ⑤ 競艇事業では、事業外支出に地方債償還元金を計上。
- ⑥ 全種目をあわせれば、収益金額は黒字。
- ⑦ 全種目をあわせれば、累積赤字はなし。(前年度累積赤字もなし)
- ⑧ 納付金の額を3年分割して支払う。

(2) 作成手順

【収益額の算定】

手順①

「様式7 交付金還付・軽減額の特例措置について」の作成

- 競馬事業について、各開催回ごとの売上額及び交付金額を報告
- 競艇事業について、モーターボート競走法改正による交付金の軽減相当額を算定



手順②

「様式4(別表)平成27年度公営競技会計収益計算書(各競技種目に係る収益)」の作成

- 競艇事業に係る収益金額を算定
- ①で算出した交付金の軽減相当額を加算項目3-②に計上(※ ×▲1で計上)



手順③

「様式8 交付金支払猶予額の特例措置について」の作成

- 競馬事業について、競馬法第23条の2に基づく交付金の支払猶予額を算定



手順④

「様式4(別表)平成27年度公営競技会計収益計算書(各競技種目に係る収益)」の作成

- 競馬事業に係る収益金額を算定
- ③で算出した交付金の支払猶予額を加算項目3-③に計上(※ ×▲1で計上)



手順⑤

「様式2 平成27年度公営競技会計収益計算書」の作成

- 全種目をあわせた（施行団体としての）収益金額を算定
- 全種目をあわせた収益額が黒字であり、かつ事業外支出に地方債償還元金が計上されているため、様式3を作成（事業外支出に地方債償還元金が計上されていなければ、手順⑥及び⑦は不要）



手順⑥

「様式3（別表）「実質的な単年度収支」に関する計算書」の作成

- 加算項目3-①に地方債償還元金を計上せずに、実質的な単年度収支を算定
- 実質的な単年度収支が、赤字の場合は様式2を再度作成（黒字の場合は、様式2は再度作成せず、⑤で作成した様式2を使用すること）



手順⑦

「様式2 平成27年度公営競技会計収益計算書」の作成

- ⑤で作成した収益計算書をベースに、⑥で算定した実質的な単年度収支の赤字額を限度に地方債償還元金を3-①の事業外支出から控除し、最終的な収益金額を再度算定



【累積赤字額の算定】

手順⑧

「様式6（別表）平成27年度累積赤字計算書（各競技種目に係る累積赤字）」の作成

- 競艇事業及び競馬事業の各競技種目において該当する項目に金額を計上



手順⑨

「様式5 平成27年度累積赤字計算書」の作成

- ⑧で算定した額を基に、全種目をあわせた（施行団体としての）累積赤字の額を算定
累積赤字の額が零を超えていないため、施行団体として累積赤字はなし



【納付金額の算定】

手順⑩

「様式1 公営競技納付金精算書」の作成、終了

- ⑦で算出した収益金額をもとに、納付金額を算定（累積赤字の額が零を超える場合には、収益金額を「零」とみなす。また、当該年度の累積赤字が零を超えない場合であっても、前年度に累積赤字がある場合は、「収益金額-前年度累積赤字額」を収益金額とみなす）
- 分割納付該当箇所に記入をする（3で割った際の端数分は28年度に計上すること）

作成手順②

(様式7)

(別表) 平成27年度公営競技会計収益計算書 (各競技種目に係る収益)

交付金還付・軽減額の特例措置について
(平成20年度以降開催分に適用)

艇競

交付金還付もしくは軽減額がある場合は、収益計算書の「3-②」、「6-②」欄に、当該金額を記入するとともに、次に掲げる書類を添付してください。

【添付すべき書類】

- 交付金還付額が確認できる公文書（還付通知書 等）の写し
- 下表に準じた書類（下表の事項が含まれたもの、交付金請求書等の写し）

■ 交付金軽減額一覽表

	売上金の額	交付金の額		差引(A+B)
		改正前 A	改正後 B	
第1回	1,500,000,000	48,380,000	27,300,000	21,080,000
第2回	1,600,000,000	51,780,000	29,800,000	21,980,000
第3回	5,000,000,000	167,380,000	159,800,000	7,580,000
第4回	1,000,000,000	31,380,000	13,800,000	17,580,000
第5回	1,800,000,000	58,580,000	34,800,000	23,780,000
第6回	2,100,000,000	68,780,000	52,800,000	15,980,000
第7回	1,200,000,000	38,180,000	18,000,000	20,180,000
第8回	1,600,000,000	51,780,000	29,800,000	21,980,000
第9回	1,700,000,000	55,180,000	32,300,000	22,880,000
第10回	900,000,000	27,980,000	12,000,000	15,980,000
第11回	2,000,000,000	65,380,000	39,800,000	25,580,000
第12回	1,100,000,000	34,780,000	15,900,000	18,880,000
第13回		0	0	0
第14回		0	0	0
第15回		0	0	0
第16回		0	0	0
第17回		0	0	0
第18回		0	0	0
第19回		0	0	0
第20回		0	0	0
合計	21,500,000,000	699,560,000	466,100,000	233,460,000

(収益計算書の3-2(記載))

公営住宅の建設費に充てるに要する金に充てられ、昭和45年自治省令第11号（昭和45年自治省令第11号）参照。

(注1) 公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和45年自治省令第11号）参照のこと。

(注2) 組合施行の場合は、各項目について（注1）の省令によること。

(注3) 事業外支出… 他会計貸付金、前年度繰上り用金、借入償還元金、使途目的を特定しない基金（例：財政調整基金）への拠立金、公營競技関係以外の団体への補助金等（国の法令により提出が義務づけられているもの、公費競技施行団体の連絡組織に対するもの、公営競技関係者及びその連絡組織に対するもの、公営競技の施行に必要なもの、第五に對する照応對策的なもの以外のもの）等

事業外収入…前年度繰越金（明許繰越、事故繰越、継続費過次繰越に係るものを除く）、貸付回収金（元金のみ）、使途目的を特定されない寄付金、措置（旧公庫）還付金、他会計からの繰入金、使途目的を特定しない基金（例：財政調整基金）からの繰入金等

(注4) 5の欄には、赤字額又は黒字額を記入すること。ただし、黒字額の場合には、▲(マイナス)で記入すること。

赤字額 = 歲出總額 - 歲入總額 + (明許繰越額 + 繰越費通次繰越額)
黒字額 = 歲入總額 - 歲出總額 + (明許繰越額 + 繰越費通次繰越額)

(注5) 複数競技施行している場合は、各競技種目ごとに本表を作成すること。

(注6) 備考欄には、金額欄の内訳（事業外支出や事業外収入等の内訳）を記入すること。

作成手順③

(様式8)

団体名

交付金支払猶予額の特例措置について
(平成20年度以降開催分に適用)

交付金の支払猶予を受けている場合は、収益計算書等の「3-③」欄に、当該金額を記入するとともに、次に掲げる書類を添付してください。

【添付すべき書類】

- 所管大臣からの交付金支払猶予に係る同意文書の写し
- 下表に準じた書類(下表の事項が含まれたものであれば、可)

該当の施行競技を「○」で囲んでください。

競馬・競輪・オート・競艇	交付金支払猶予額	売上金の額	交付金の額(猶予額)
第1回		1,700,000,000	5,200,000
第2回		1,200,000,000	3,450,000
第3回		900,000,000	8,250,000
第4回		900,000,000	8,250,000
第5回		1,300,000,000	3,800,000
第6回		1,100,000,000	10,250,000
第7回		900,000,000	8,250,000
第8回		1,200,000,000	3,450,000
第9回		1,000,000,000	9,250,000
第10回		1,100,000,000	10,250,000
第11回			
第12回			
合計		11,300,000,000	70,400,000

(収益計算書等の「3-③」に記入)

作成手順④

(様式4)

(別表) 平成27年度公営競技会計収益計算書 (各競技種目に係る収益)

区分	競技種目名・競馬	項目	金額(円)	備考
加		1 当該年度において当該公営競技種目に係る会計から他の会計(当該競技種目以外の競技種目に係る会計を含む)に繰り入れられた金額		
		2 当該年度において当該公営競技種目に係る会計から地方公共団体金融機関に納付した額		
		3-① 当該年度において当該公営競技種目に係る会計から支出した金額のうち事業外支出した金額	75,000,000	前年度繰上充用金 60,000,000 財政調整基金積立金 15,000,000
算		3-② 【競輪・オート・競艇】 交付金総減額(様式7による)×(▲1)		
		3-③ 交付金支払猶予額(様式8による)×(▲1)	▲70,400,000	様式8参照
		4 加算項目の合計金額(1+2+3)	4,600,000	
控		5 当該年度において当該公営競技種目に係る会計の繰入が繰出に不足するため、翌年度の繰入を繰り上げて充用した額に相当する金額、又は要算上繰入が繰出に不足する場合における当該不足する金額(要算赤字の額)	40,000,000	繰出総額 22,500,000,000 繰入総額 22,460,000,000 差引 40,000,000
		6-① 当該年度において当該公営競技種目に係る会計に収入した金額のうち事業外収入した金額	10,000,000	財政調整基金繰入金
除		6-② 【競馬・競艇】 交付金還		
		7 控除項目の合計金額(5+6)	50,400,000	
差引		収益金額(4-7)	▲45,400,000	

様式8で算定した交付金支払猶予額に、
×▲1をして3-③に計上

- (注1) 公営競技に係る納付金の納付に関する規則(昭和45年自治省令第11号)参照のこと。
- (注2) 組合施行の場合は、各項目について(注1)の指示によること。
- (注3) 事業外支出…他会計貸付金、前年度繰上充用金、借入金償還金、使途目的を特定しない基金(例：財政調整基金)への拠出金、公営競技関係以外の団体への補助金等(国のまかなにより振出が義務づけられているもの、公営競技施行団体の連絡組織に対するもの、公営競技関係者及びその連絡組織に対するもの、公営競技の施行に必要なもの、地元に対する周辺対策的なもの以外のもの)等
- 事業外収入…前年度繰越金(明許繰越、事故繰越、継続費繰越)に属するものを除く、貸付回収金(元金のみ)、使途目的を特定しない寄付金、保庫(旧公庫)還付金、他会計からの繰入金、使途目的を特定しない基金(例：財政調整基金)からの繰入金等
- (注4) 5の欄には、赤字額又は黒字額を記入すること。ただし、黒字額の場合には、▲(マイナス)で記入すること。
- 赤字額＝繰出総額－繰入総額＋(財政調整基金繰越金繰越額)＋繰越算通次繰越額
黒字額＝繰入総額－繰出総額－(明許繰越額＋事故繰越額＋継続費繰越額)＋繰越算通次繰越額
- (注5) 繰越金繰越額に属する場合は、各競技種目ごとに表を作成すること。
- (注6) 備考欄には、金額の内訳(事業外支出や事業外収入等の内訳)を記入すること。

作成手順⑥

(様式3)

(別表)「実質的な単年度収支」に関する計算書

区分	項目	金額(円)	備考
加	1 公費雑収に係る移付金の移付に関する原則（昭和45年自治省令第11号、以下「省令」という。）第1条第1号及び第2号に規定する金額 当該事業において当該公費雑収科目に係る会計から他の会計に移り入れられた金額	200,000,000 【総額】 ▲200,000,000	一般会計繰入金 200,000,000
加	2 省令第1条第3号及び第4号に規定する金額 当該事業において当該公費雑収科目に係る会計から他方公共団体金財団等に移付した額		【総額】 12,000,000 財政調整基金積立金 12,000,000
算	3-① 省令第1条第5号及び第6号に規定する事業外支出のうち、次に掲げるものの受領 出のうちの、次に掲げるもの受領 他会計貸付金、前年度繰上充用金、公費雑収関係以外の団体への補助金等、被達目的を特定しない受金 （例：財政調整基金）への積立金	225,000,000 【総額】 ▲225,000,000	前年度繰上充用金 60,000,000 財政調整基金積立金 15,000,000 【総額】 ▲75,000,000
控	3-② 【総額・オート・相減】 交付金計減額（様式7による。）×（▲）	▲233,460,000 【総額】様式7参照	
除	3-③ 3-①には地方債償還元金は計上せず、実質的な単年度収支を算定 当該年度において当該公費雑収科目に係る会計の繰入が繰出しに不足するため、翌年度の繰入を繰り上げて充用した額に相当する金額。又は実質上繰入が繰出しに不足する場合における当該不足する金額（実質赤字の額）	▲70,400,000 121,140,000 ▲20,000,000	【総額】様式9参照 【総額】 ▲80,000,000 ▲30,000,000 差引 ▲20,000,000
除	6-① 省令第1条第9号及び第10号に規定する事業外収入のうち、次に掲げるものの受領 前年度繰越金（明許繰越、継続繰越次繰越に係るものを除く）、貸付回収金（元金ののみ）、借増（旧公庫）還付金、他会計からの繰入金、被達目的を特定しない受金（例：財政調整基金）からの繰入金	160,000,000 【総額】 前年度繰越金 50,000,000 財政調整基金繰入金 100,000,000 【総額】 前年度繰越金繰入金 10,000,000	
算	6-② 【総額・相減・オート】 交付金還付額		
算	7 控除項目の合計金額（5+6）	140,000,000	
引	8 実質的な単年度収支（4-7）	▲18,860,000	

実質的な単年度収支が赤字の場合には、その額を限度に地方債償還元金を
3-①の事業外支出から控除し、収益金額を再度算定

記入すること。

作成手順⑧-1

(様式6)

(別表) 平成27年度累積赤字計算書 (各競技種目に係る累積赤字)

区分	項目	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	備 考
1	1. 当会(当団体)における会計の繰上入金 ① 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ② 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ③ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ④ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑤ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑥ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑦ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑧ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑨ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑩ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑪ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑫ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑬ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑭ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑮ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑯ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑰ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑱ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑲ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ⑳ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉑ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉒ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉓ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉔ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉕ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉖ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉗ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉘ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉙ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉚ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉛ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉜ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉝ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉞ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㉟ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊱ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊲ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊳ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊴ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊵ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊶ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊷ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊸ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊹ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊺ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊻ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊼ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊽ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊾ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金 ㊿ 当会(当団体)に係る会計の繰上入金	▲ 30,000,000	▲ 20,000,000	▲ 30,000,000	▲ 50,000,000	▲ 60,000,000	繰上入金 30,000,000 繰上入金 20,000,000 繰上入金 30,000,000 繰上入金 50,000,000 繰上入金 60,000,000
2	2. 他会計から当会(当団体)に繰り入れら れる金 ① 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ② 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ③ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ④ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑤ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑥ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑦ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑧ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑨ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑩ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑪ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑫ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑬ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑭ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑮ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑯ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑰ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑱ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑲ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ⑳ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉑ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉒ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉓ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉔ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉕ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉖ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉗ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉘ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉙ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉚ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉛ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉜ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉝ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉞ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㉟ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊱ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊲ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊳ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊴ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊵ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊶ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊷ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊸ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊹ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊺ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊻ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊼ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊽ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊾ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金 ㊿ 他会計から当会(当団体)に繰り入れ られる金	0	0	0	0	0	0
3	3. 加算項目の合計金(1+2)	▲ 30,000,000	▲ 20,000,000	▲ 30,000,000	▲ 50,000,000	▲ 60,000,000	
4	4. 公費負担に係る会計から他の会計 に繰り入れられた金額	100,000,000	300,000,000	100,000,000	200,000,000	200,000,000	一般会計入金
5	5. 3が等を超える年度の4の総額						
6	6. 公費負担会計が事業支出により 積み立てた金額	100,000,000	150,000,000	200,000,000	100,000,000	150,000,000	財政調整基金積立金
7	7. 公費負担会計が事業収入として 取り崩した金額	100,000,000	115,000,000	250,000,000	150,000,000	100,000,000	財政調整基金積立金
8	8. 準年度の積立増減(6-7)	0	35,000,000	▲ 50,000,000	▲ 50,000,000	50,000,000	
9	9. 3が等を超える年度の8の総額 (マイナスの場合は、「等」を記入。)						
10	10. 公費負担会計が事業支出により 他の会計に貸し付けた金額						
11	11. 公費負担会計が事業収入として 他の会計から回収した金額						
12	12. 準年度の貸付増減(10-11)	0	0	0	0	0	
13	13. 3が等を超える年度の12の総額 (マイナスの場合は、「等」を記入。)						
14	14. 控除項目の合計金(5-13)						
15	15. 累積赤字額(3-14)						

施行団体における累積赤字の額の算定のため、
【経費事業】における各項目の金額を計上
※項目3の金額に関わらず、項目4以下の金額を計上

施行団体における累積赤字の額の算定のため、
【競艇事業】における各項目の金額を計上
※項目3の金額に関わらず、項目4以下の金額を計上

事業外収入…前年度繰越金（明許繰越、事故繰越、継続費通次繰越に係るものを除く）、貸付回収金（元金のみ）、使
途目的を特定されない寄付金、増構（旧公庫）還付金、他金計からの繰入金、使途目的を特定しない
基金（例：財政調整基金）からの繰入金等

(注5) 2の欄には、実質赤字の額に準ずるものとして総務大臣が認めた金額を記入すること。

(注6) 4の欄には、各年度の算式4の1の欄と同じ金額を記入すること、

(注7) 6の欄には、各年度の繰上4の3-①の欄の金額のうち、使途目的を特定しない基金（例：財政調整基金）へ積み立てた積立金と同じ金額を記入すること。

(注6) の欄には、資本戻の株式の①②の欄の金額のうち、戻金目的を付足しない②額(附)所収調整額)から取り除いた金額と同じ金額を記入すること。
(注7) 10の欄には、各年度の繰上りの②③の欄の金額の差を、他会社への貸付金と同一金額を記入すること。
(注8) 10の欄には、各年度の繰上りの②③の欄の金額の差を、他会社への貸付金と同一金額を記入すること。

(注10) 11の欄には、各年度の様式4の6-①の欄の金額のうち、他会計への貸付金に対する回収金と同じ金額を記入すること。

(注11) 備考欄には、当該年度（平成27年度）の金額欄の内訳（基金の名称及び貸付先等の内訳）を記入すること。

作成手順⑧-2

(様式6)

(別表) 平成27年度累積赤字計算書 (各競技種目に係る累積赤字)

競技種目名：競馬		(単位：円)					
区分	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
加	1 当該公営競技種目に係る会計の歳入が繰り出しに不足するため、前年度の繰入を繰り上げて使用した額に相当する金額。又は実質上歳入が繰出しに不足する場合には、当該不足する金額 (実質赤字の額)	40,000,000	45,000,000	50,000,000	60,000,000	40,000,000	繰出金額 22,500,000,000 繰入金額 22,500,000,000 差引 40,000,000
	2 他の会計から公営競技会計に繰り入れられた金額及び公営競技会計が他の会計から繰り入れた額に不足する場合には、実質赤字の額に準ずるものとして総務大臣が認める金額						
	3 加算項目の合計金額 (1+2)	40,000,000	45,000,000	50,000,000	60,000,000	40,000,000	
控	4 公営競技に係る会計から他の会計に繰り入れられた金額	0	0	0	0	0	
	5 3 が零を超える年度の4の総額						
	6 公営競技会計が事業費支出により積み立てた金額	50,000,000	50,000,000	140,000,000	50,000,000	15,000,000	財政調整基金積立金
	7 公営競技会計が事業費収入として取り出した金額	50,000,000	50,000,000	125,000,000	20,000,000	10,000,000	財政調整基金繰入金
	8 単年度の積立残高 (6-7)	0	0	15,000,000	30,000,000	5,000,000	
	9 3 が零を超える年度の8の総額 (マイナスの場合は、「零」を記入。)						
	10 公営競技会計が事業費支出により他の会計に負し付けた金額						
	11 公営競技会計が事業費収入として他の会計から回収した金額						
	12 単年度の貸付残高 (10-11)	0	0	0	0	0	
	13 3 が零を超える年度の12の総額 (マイナスの場合は、「零」を記入。)						
14 控除項目の合計金額 (5+9+13)							
15 累積赤字額 (3-14)							

施行団体における累積赤字の額の算定のため、
【競馬事業】における各項目の金額を計上
※項目3の金額に関わらず、項目4以下の金額も計上

(注1) 公営競技に係る種別費の交付に要する期限 (注2) 競合施行の場合は、各項目について (注1) (注3) 複数競技計上している場合は、各競技項目ごとの金額を計上すること (注4) 1の欄には、各年度の繰越金の5の欄と同じ (注5) 2の欄には、実質赤字の額に準ずるものと (注6) 3の欄には、各年度の繰越金の1の欄と同じ (注7) 4の欄には、各年度の繰越金の3-5の欄の合計 (注8) 5の欄には、各年度の繰越金の4の3-5の欄の合計 (注9) 10の欄には、各年度の繰越金の3-5の欄の合計 (注10) 11の欄には、各年度の繰越金の4の3-5の欄の合計 (注11) 備考欄には、当該年度 (平成27年度) の金額の内訳 (繰越金の内訳) を記入すること。

作成手順⑨

(様式5)

平成27年度累積赤字計算書

		(単位：円)					
区分	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
加	1 当該公営競技種目に係る会計の歳入が繰り出しに不足するため、前年度の繰入を繰り上げて使用した額に相当する金額。又は実質上歳入が繰出しに不足する場合には、当該不足する金額 (実質赤字の額)	10,000,000	25,000,000	20,000,000	10,000,000	▲ 20,000,000	
	2 他の会計から公営競技会計に繰り入れられた金額及び公営競技会計が他の会計から繰り入れた額に不足する場合には、実質赤字の額に準ずるものとして繰越大臣が認める金額						
算	3 加算項目の合計金額 (1+2)	10,000,000	25,000,000	20,000,000	10,000,000	▲ 20,000,000	
項目4以下については、下記事項のいずれかに該当する場合は、必ずその理由を記入すること。 ・ 当該公営競技種目の歳入が繰り出しに不足し、その不足額は、すべての年度にわたって繰越金に記入すること。 ・ 当該公営競技種目の公営競技会計に繰り入れられた金額は、平成27年度の繰り込み、金額を記入すること。							
控	他 4 公営競技に係る会計から他の会計に繰り入れられた金額	100,000,000	300,000,000	300,000,000	200,000,000	200,000,000	
	5 3 が零を超える年度の4の総額	100,000,000	400,000,000	500,000,000	700,000,000	700,000,000	
	6 公営競技会計が事業費支出により積み立てた金額	150,000,000	200,000,000	340,000,000	150,000,000	165,000,000	
	7 公営競技会計が事業費収入として取り出した金額	150,000,000	165,000,000	375,000,000	170,000,000	110,000,000	
	8 単年度の積立残高 (6-7)	0	35,000,000	▲ 35,000,000	▲ 20,000,000	55,000,000	
	9 3 が零を超える年度の8の総額 (マイナスの場合は、「零」を記入。)	0	35,000,000	0	0	0	
	10 公営競技会計が事業費支出により他の会計に負し付けた金額						
	11 公営競技会計が事業費収入として他の会計から回収した金額						
	12 単年度の貸付残高 (10-11)	0	0	0	0	0	
	13 3 が零を超える年度の12の総額 (マイナスの場合は、「零」を記入。)						
14 控除項目の合計金額 (5+9+13)		100,000,000	435,000,000	500,000,000	700,000,000	700,000,000	
15 累積赤字額 (3-14)		▲ 90,000,000	▲ 410,000,000	▲ 480,000,000	▲ 590,000,000	▲ 720,000,000	

様式6により算定した各競技種目に係る累積赤字計算書の各項目ごとの金額を
様式5の対応する項目に合計して計上
項目5、9、13については、項目3が零を超える年度における項目4、8、12の
合計額を計上 (項目8、12はマイナスの場合には、「零」を計上)

作成手順⑩

(様式1)

公 営 競 技 納 付 金 精 算 書

(平成27年度開催分に適用)

＜表1＞政令附則第2条第1項の規定による納付すべき納付金の額				(単位:円)
競技全体	売上額	売上額(ア)－控除額40億円 (控除後売上額)	(イ)×1.0%	ウ
	32,800,000,000	ア	28,800,000,000	イ

- (注1) 売上額の欄には、競馬法第8条第1項の競馬投票券、自転車競技法第12条第1項の車券、小型自動車競走法第16条第1項の競車投票券、モーターボート競走法第15条第1項の舟券の売得金又は、売上金を記入すること(投票無効分を含む)。
- (注2) 組合施行に係る競技の売上額については、組合の売上額を収益配分率によってあらかず分して得た額を記入すること。
- (注3) 政令とは、地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)をいう(以下同じ)。

＜表2＞政令附則第2条第1項ただし書きの規定による納付限度額

競技全体	収益額	収益額(エ)－控除額7千万円 (調整後収益額)
	431,140,000	エ

- (注4) 収益額エには、下記①から③のうち該当する金額を記入すること。
- ①平成5(平成27年度累積赤字計算額)において算定した、平成27年度の累積赤字の額が零を超える場合は、「零」。
- ②平成27年度の累積赤字の額が零を超えず、かつ前年度に算定した平成28年度の累積赤字の額が零を超えていた場合は、
様式2(平成27年度公営競技会計収益計算額)により算定した収益額から平成28年度の累積赤字の額を控除した額。

収益額の欄(エ欄)には、様式2で算定した収益金額を計上

※様式5で算定した平成27年度の累積赤字の額が零を超える場合は、収益額の欄には、零を計上し、平成27年度の累積赤字の額が零を超えず、かつ前年度に算定した平成26年度の累積赤字の額が零を超えていた場合は、収益額の欄には、様式2により算定した収益金額から平成26年度の累積赤字の額を控除した額を計上

350億円超450億円以下の部分	0	3/10×(オ/ア)	0
450億円超550億円以下の部分	0	2/10×(オ/ア)	0
550億円超650億円以下の部分	0	1/10×(オ/ア)	0
650億円超の部分	0		
売上額合計(カ＝ア)	32,800,000,000	カ	合計 額
			171,981,914
			売上限度額
			政令附則第2条第1項ただし書きの(ク＝オーキ、ただしオ≤0の時はク＝0となる)
			189,158,086

- (注5) 売上額(ア)の額が250億円以下の場合は、「250億円以下の部分」に対応する欄に当該売上額を記入すること。
- (注6) 1円未満の端数は全て0の捨てること。
- (注7) (カ)欄は、各区分ごとの売上額を合算した額を記入すること。したがって、(ア)における売上額と一致する。

(様式1)

表1	政令附則第2条第1項の規定による納付すべき納付金の額	政令附則第2条第1項ただし書きの規定による納付限度額	納付金 (ウ、(ク)のいずれか少ない額
	＜表1＞	＜表2＞	
1	288,000,000	ウ	189,158,086
2		ク	ク

(注8) 27年度に分割納付を希望する団体以外の27年度の納付額はケ欄の額。

※ 以下は、28年度に分割納付を希望する団体のみ記入
＜附表＞政令附則第2条第6項の規定による分割付の額

○27年度に分割納付を希望する団体

納付金	納付金に係る分割納付額	
	28年度納付額	29年度納付額
189,158,086	ケ	63,052,695
		コ
		63,052,695

- (注9) 28年度納付額から30年度納付額の欄に、納付金を3分割(均等割)した額を記入すること。
なお、分割納付額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数はすべて27年度納付額に加算すること。
- (注10) 28年度に分割納付を希望する団体の28年度の納付額はニ欄の額。

3年分割を行う際に、3で割ることが出来ない端数については、最初の年度の納付額に加算すること



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)

- ・ 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・ 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・ 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公営競技納付金等についてお尋ね、御連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

地方公共団体金融機構管理部経理課

T E L : 03 (3539) 2685

F A X : 03 (3539) 2613

H P : <http://www.jfm.go.jp/>